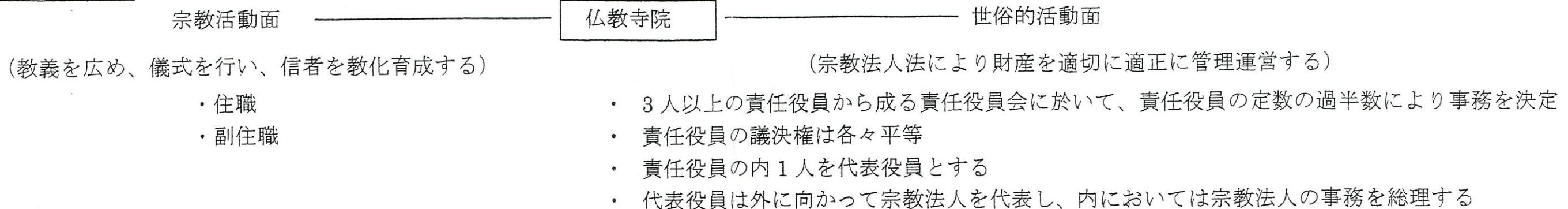


宗教法人（佛教寺院）とは何か？

●宗教法人組織図



●宗教法人と責任役員

宗教法人は広い意味では地域社会、狭い意味では檀信徒から宗教活動を行い、人々に安らぎと救いを与えるという事に関する信託を受けた公益法人です。従って世俗的活動面において、責任役員は宗教法人に備え付けられている「寺院規則」の目的に沿った宗教活動を行う為、宗教法人の財産を「善良なる管理者の注意を持って管理する義務」を負っています。（民法644条）

●宗教法人の問題点 中野東禅 著「寺院強化論」より

- 日本の宗教法人は世俗的な管理者としての代表役員と宗教的な統治者としての住職を兼ねることができるという利点がうらめに出ていることです。つまり経理は住職ひとりに一任されているために公私を唆別することが機構的にあまくなっています。それは法人としての自覚的な組織づくりができていないということであり、宗教活動が未成熟なためにおこるのです。
- なぜかというと、一つの極端な例をいえば寺院は今まで長い間、総代達にどれだけ財産を食わされてきたかということです。ひどい所になると、総代がみな寺の木を売ってしまったというようなことが散々あったわけです。これがあったからここで代表役員を住職にということを受け入れたようです。それが逆に、今になって大変なマイナスになってきています。これは、代表役員が住職でなくてはならないというように宗教法人がなっている場合には、宗教法人の規則を変えればよろしいわけです。
- 重大な点は何かというと、住職が代表役員をもつていよいといまいと、管理運営がどれだけ公正であるかということに尽きます。これが私有化と公益化の分かれ目になるわけです。